議案第４３号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成２９年６月２日提出

大 口 町 長　　鈴　木　雅　博

（提案理由）

この案を提出するのは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項中「第３２項」を「第３１項、第４４項」に改め、同項を附則第１３項とし、附則第１０項中「附則第２項及び第４項」を「附則第４項及び第６項」に、「附則第２項及び第５項」を「附則第４項及び第７項」に、「附則第３項、第５項及び第６項」を「附則第５項、第７項及び第８項」に、「附則第５項から第７項まで」を「附則第７項から第９項まで」に、「附則第７項」を「附則第９項」に、「附則第８項」を「、附則第１０項」に改め、同項を附則第１２項とし、附則第９項中「附則第７項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１１項とし、附則中第８項を第１０項とし、第７項を第９項とし、附則第６項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第８項とし、附則第５項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第７項とし、附則第４項中「附則第２項」を「附則第４項」に改め、同項を附則第６項とし、附則中第３項を第５項とし、第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）

２　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

（法附則第１５条第４５項の条例で定める割合）

３　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、附則第１項の次に２項を加える改正規定（附則第３項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）の施行の日から施行す

る。

（経過措置）

２　新条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附　則	附　則
１　略	１　略
（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）	
２　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	
（法附則第１５条第４５項の条例で定める割合）	
３　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	
（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）
４・５　略	２・３　略
６　附則第４項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第４項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	４　附則第２項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第２項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
７　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課

新	旧
税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
８　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	６　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第２項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）
９　略	７　略
（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）	（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）
１０　略	８　略
１１　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第９項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により	９　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第７項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により

新	旧
算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。	算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。
１２　附則第４項及び第６項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第４項及び第７項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第５項、第７項及び第８項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第７項から第９項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第９項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第９項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１０項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に規定するところによる。	１０　附則第２項及び第４項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第２項及び第５項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第３項、第５項及び第６項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第５項から第７項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第７項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第７項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に附則第８項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に規定するところによる。
１３　法附則第１５条第１項、第１７項、第１８項、第２３項、第３１項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。	１１　法附則第１５条第１項、第１７項、第１８項、第２３項、第３２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

改　正　要　旨

1　改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の特例措置として、地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）における保育の受け皿整備の促進のための税制上の特例措置の創設、その他所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

＊「わがまち特例」とは、これまで国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を、地方自治体が自主的に判断し、市町村の条例で決定できるようにする制度です。

2　改正の概要

(1) 企業主導型保育事業に係る特例措置（附則第２項関係）

平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助（企業主導型保育事業費補助金）を受けた者が、一定の事業所内保育に係る施設（特定事業所内保育施設：児童福祉法上の認可外施設で、事業所内保育事業を目的とするもの）を設置し、この事業を行う場合、その用に供する固定資産に対して、わがまち特例を導入し、最初の５年間（各年度の賦課期日において引き続き政府の補助を受けている場合に限ります。）、その都市計画税の課税標準となるべき価格の２分の１を課税標準とします。

また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下）については、第２条第２項の規定により、それらの都市計画税の課税標準となるべき価格の２分の１を課税標準とします。

(2) 緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設（附則第３項関係）

都市緑地法の改正の施行の日から平成３１年３月３１日までの間に緑地保全・緑化推進法人（※１）が土地を所有し又は無償で借り受けて、市民緑地（※２）を設置・管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税に対し

て、わがまち特例を導入し、設置後３年度分に限り、その都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２を課税標準とします。

※１　緑地の設置・管理について一定の能力を有する民間団体等（緑地管理を行っている法人、まちづくりを担っている団体、公園管理を行っている法人等）を市町村長が指定する制度です。

※２　都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される緑地（市民緑地）のうち、市町村長の認定を受けた設置管理計画（認定計画）に基づいて設置・管理されるものに限ります。

３　施行期日

企業主導型保育事業に係る特例措置は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用します。

緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日から施行します。